

習志野市立図書館対面朗読に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、習志野市立図書館運営規則(平成24年教委規則第14号)第18条の規定に基づき、対面朗読を供する、又は視覚障がい者用資料を作成するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 対面朗読とは視覚による表現の認識が困難な者の要求する資料を、その面前で図書館職員またはボランティアが朗読者となって読んで聞かせることとする。

(対面朗読の対象者)

第3条 対面朗読を利用することのできる者は、本市に居住し、又は通勤し、若しくは通学している者とする。ただし、中央図書館長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(対面朗読資料)

第4条 対面朗読を行う資料は、図書館が所蔵する図書、新聞、雑誌、その他中央図書館長が必要と認めたものとする。

(対面朗読室の利用)

第5条 対面朗読室の利用は、対面朗読及び視覚障がい者用資料を作成するためとする。

2 対面朗読室を利用できる者は、本市に居住し、又は通勤し、若しくは通学しているものとする。ただし、中央図書館長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(利用時間等)

第6条 対面朗読は、開館日の午前9時から午後5時までとし、1回の朗読時間は2時間以内とする。ただし、対面朗読室の利用時間は中央図書館長が認めた場合はこの限りではない。

(利用の登録)

第7条 対面朗読を受けようとする者は、対面朗読利用登録申込書(第1号様式)により、中央図書館長に申込みものとし、登録期間は、申込日の属する年度の末日までとする。登録申込みは、電話、文書、口頭、(代理人を含む)のいずれかでも行うことができるものとする。

2 対面朗読室で対面朗読を供しようとする者及び、視覚障害者用資料を作成しようとするものは、対面朗読室利用登録申込書(第2号様式)により、中央図書館長に申込みものとし、登録期間は、申込日の属する年度の末日までとする。

(利用方法)

第8条 対面朗読を受けようとする者は、対面朗読を受けようとする日より起算して7日前までに予約するものとする。

2 対面朗読室を利用しようとする者は、あらかじめ中央図書館長に利用希望日を申出るものとする。

3 前項の利用の予約は、利用しようとする日の属する月から起算して3ヶ月前の月の初日から申込みことができる。

4 中央図書館長は必要な場合、利用日の調整を行うことができる。

5 対面朗読室を利用した者は、利用終了時に対面朗読室利用報告書(第3号様式)を提出しなければならない。

附 則

この要領は、令和2年7月17日から施行する。

この要領は、令和7年11月27日から施行する